



令和2年10月第12号(獣医)
東部・北部家畜防疫獣医師会
(公社)千葉県畜産協会
東部家畜保健衛生所
TEL: 0475(52)4101
FAX: 0475(52)3335
<http://www.pref.chiba.lg.jp/kh-toubu/index.html>

獣医師法に基づく獣医師の業務停止処分について

獣医師2名に対し、獣医師法第8条第2項の規定に基づく業務停止処分が行われました。

□青森県在住62歳

- ・行政処分: 令和2年9月15日から1年の業務停止
- ・概要: 複数人に自己への投票を依頼しその報酬として現金を供与し、また禁止されている期間に選挙運動をした。さらに、投票が終わった後に選挙運動をしてくれた複数人に現金を供与した。
- ・司法処分: 懲役1年6月、執行猶予5年(公職選挙法違反)

□静岡県在住59歳

- ・行政処分: 令和2年9月15日から8月の業務停止
- ・概要: 被害者の両手首をつかみ携帯電話機を無理に取り上げ、さらに被害者の腹部に自己の腹部を押し当てるなどの暴行を加えた。
- ・司法処分: 罰金10万円(刑法208条)

獣医師としての社会的信用を失うことがないように、関係法令の遵守と獣医師倫理の向上に努めるようお願いします。

診療施設を開設している皆さまへ

診療施設開設時の届出内容に変更があった場合、10日以内に届け出ることが法律で義務づけられています。

↓詳しくは下記ホームページをご覧ください↓

<https://www.pref.chiba.lg.jp/chikusan/shinryoushitsu/kaisetsu.html>



～災害時のペットとの同行避難に関するチラシについて～

災害が多発する昨今の状況を踏まえ、ペットとの災害時の同行避難や事前の備え等を促すチラシを環境省が作成しましたので、参考にしてください(別紙)。

ご不明な点がありましたら

東部家畜保健衛生所 (Tel 0475-52-4101) までご連絡ください。

※夜間・休日は転送されますので、必ず5回以上コールしてください

ペットを飼っている皆さまへ

－災害時のペットとの同行避難について－

災害時、あなたとあなたの大事なペットを守るために、
いま、できることを考えましょう

飼い主がいま、やるべきことは？



- ワクチン接種や寄生虫の駆除など、健康面のチェックを
- 最低限のしつけや、ケージに慣らす訓練、マイクロチップなどによる所有明示を
- 住宅の災害対策や、フード、トイレシートなどのペットの避難セットの準備を
- ペットの受入れ対応を含め、事前に避難場所の確認を

もし被災してしまったら？



- 災害時にはペットを落ち着かせ、迷子にさせないように注意して、ペットとともに同行避難を

自治体の避難指示等には従う必要があります

ペットが理由で避難しないことは、自分の安全を脅かすことにつながりますので、ペットと一緒に同行避難をしましょう

メモ

同行避難とは、避難所までの避難行動（行為）のことをいいます
避難所で、ペットと人が同じスペースで過ごすことなどの（同伴避難）を指すものではありません



詳しくは、
「災害、あなたとペットは大丈夫？」人とペットの災害対策ガイドライン <一般飼い主編>
をご覧ください。

